

## 東浦町非常災害業務従事に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、東浦町地域防災計画に基づき東浦町立小中学校の教職員に対して、東浦町（以下「町」という。）が行う非常災害業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2 非常災害時における業務は、児童・生徒の保護及び情報収集、本部との連絡、学校施設整備の点検、応急修理・防護、応急復旧並びに、行方不明となった児童・生徒の捜査等とする。

(従事者)

第3 業務従事者は、各学校の校長、教頭を始め4名以内とする。

2 5名以上必要とする場合は、町と協議する。

(報償金)

第4 報償金は、上記の従事者が災害業務に連続して1時間以上従事した場合に支給するものとする。ただし、愛知県の特殊勤務手当に関する規則第2条第1項第36号の手当の支給を受けた者は除くものとする。

2 報償金の額は、従事した1回につき町の予算範囲内とする。

3 学校長は、災害業務に従事した実績を、非常災害業務従事実績簿（様式1）により記入のうえこれを保管しなければならない。

4 請求に関しては、前項の写を添付するものとする。

(災害報告)

第5 学校長は、風水害等事故発生報告書（様式2）により速やかに報告する。

(委任)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町が定める。

附 則

1 この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

2 非常事態出動報償に関する要綱は、廃止する。

3 この要綱は、平成5年10月1日改正同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



